

[平成25年第 3回定例会一月日-03号]

◆21番(芝田一君) (登壇) 皆さんおはようございます。公明党の芝田一でございます。公明党堺市議会議員団を代表いたしまして2巡目の大綱質疑を始めさせていただきます。まず最初に、理事者各位におかれましては、明快なる、そして市民にわかりやすい答弁を心がけていただきますよう、まずお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、5項目について大綱質疑をさせていただきます。

初めに、地域防災力の向上について質問をさせていただきます。

内閣府中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが示した南海トラフ巨大地震の被害想定をもとに、大阪府は8月8日、府域の被害想定を発表しました。それに伴い、本市においても、津波高、浸水面積を初め、ハード・ソフト両面にわたり、地域防災計画等の検証を行っていく必要があると考えます。

そこで、本市において南海トラフ巨大地震の被害想定について、大阪府の発表に伴う本市の認識と今後の取り組み及び市民への情報提供についてお聞かせください。

また、ソフト対策と言われる市民みずからが身を守る備えの取り組みは、いまだ十分とは言えない状況にあると考えます。地域によってはコミュニティの希薄化や自治会未加入世帯の増加等により、本市が進める取り組みに温度差が生じていることが懸念されます。市民の皆様みずからが身を守る備え等のソフト対策について、それぞれお聞かせください。

次に、本市の備蓄食糧についてであります。備蓄目標は13万9,000食、サバイバルフーズ、アルファ化米、乾パン、粉ミルクとなっており、被災想定人数に対し、約1食分の保有となっております。それは、例えば被災者の朝食分は堺市が提供となり、昼食の1食分は大阪府が提供、そして夕食分となると他府県からの支援によるといったようなものであります。中央防災会議地震対策検討ワーキンググループが示す南海トラフ巨大地震の対策においての必要な備蓄数は、1人3日分の2倍に当たる1週間分以上を求めています。本市としての認識と、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

次に、避難所についてであります。さきの議会でも取り上げましたが、大災害時は避難所が不足し、避難所トリアージ、自宅全壊者を優先する考え方を行うことが想定されます。したがって、既存の学校等の指定避難所以外に住民に身近な単位自治会等によるコミュニティ防災拠点の必要性も出てくると思いますが、御認識をお聞かせください。

さらに、校区や行政区をまたがり、指定校から許可校へ通学しておられる児童・生徒の方々が学校にいる時間帯に被災した場合、子どもと保護者の避難する場所が異なるケースも想定されますが、当局の御認識と対応についてお聞かせください。

また、前定例会において要望させていただきましたが、発災時、避難をするのかとどまるのかを市民自身が判断し、行動することができるよう、災害状況に応じた市民の避難等のガイドラインの作成について、本市の認識と検討状況についてお聞かせください。

最後に、機会あるごとに我が会派として取り上げてる項目であります。1つは先日も維新の会、三宅議員も取り上げておられましたが、改めて、地域ぐるみでの要援護者支援の取り組みについてお聞かせください。

そして、学校と地域が一体となって進める防災教育について、改めて次の点についてお尋ねします。

災害を想定した学校園での取り組みについて、防災教育の充実のための具体的方策について、今後の地域防災力を高めるための地域と学校の連携した取り組みについて、それぞれお聞かせください。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

平成21年8月に策定された堺市子ども青少年育成計画、いわゆる次世代育成支援後期行動計画は、市民と築く子どもに優しいまち堺を理念とし、平成22年度を初年度とした5年計画であります。

す。その中で、乳幼児期の保育サービスの課題に関しては、預けたいときに預けられるよう整備が求められているとしています。そして、重点事業として、待機児童の解消や、多様な保育ニーズに対応していくため、保育サービスを質・量の両面から拡充するとしています。また、将来の人口減少、少子化のさらなる進行や、それによってもたらされる社会環境や経済動向の変化などにも柔軟に対応できる環境整備が同時に求められているところであります。

そこでお伺いいたします。

1、本市における待機児童解消に向けた取り組みと、国が進める待機児童解消に向けた取り組みと国が進める待機児童解消加速化計画の参加について。また、今後の少子化による保育需要の減少への対応について。2、多様な保育ニーズのうち、病児・病後児保育施設の設置を今後どのように進めていくのか。3、さきに述べた課題認識を踏まえ、堺市子ども青少年育成計画の次期計画の策定について。以上、3点についてお答えください。

次に、がん対策についてお伺いいたします。

生涯健康に暮らしたい、これは国民共通の願いであります。しかし、日本において1981年以来、死因の第1位ががんであり、生涯のうちがんになる確率は男性2人に1人、女性は3人に1人と言われております。しかし、最近は医学の進歩でがんが治るケースもふえてきております。そこで重要なことは、やはり早期発見・早期治療であり、そのためにがん検診の受診率のアップが不可欠であります。国では、平成21年度より乳がん検診、子宮頸がん検診、平成23年度より大腸がんの無料クーポン券の配布が実施され、本市においても市民の利便性を図るために、昨年の10月からは総合がん検診の導入を実施されました。

そこでお尋ねいたしますが、10カ月経過した今、この総合がん検診の成果と課題についてお聞かせください。

また、ことしの1月からは、堺市がん対策推進条例が施行され、条例の中に規定されている堺市がん対策推進委員会の第1回の会議がこの7月に開催されました。まず、この会議の位置づけについてお聞かせください。

また、この会議において各委員から専門的な見地からの貴重な意見・提案が数多く出されましたが、それらの意見について当局としてどのように対処されていかれるのか、またその中で総合的な相談窓口の設置についての要望がございましたが、当局の見解をお聞かせください。

最後に、堺市健康増進計画、新健康さかい21が平成20年3月に策定され、5年が経過いたしました。これは、生活習慣病予防に力点を置き、より効果的な取り組みを展開するために策定されたものであります。がんについては、健康チェックの項目の中で、がん検診に触れているだけであります。堺市がん対策推進条例が施行され、市を挙げて本格的にがん対策の取り組みをスタートさせた今、具体的な取り組みを計画に明確に表記する必要があると考えます。次期計画策定についての見解をお聞かせください。

次に、児童・生徒の安全・安心についてお伺いいたします。

まず、本市の通学路の安全確保の取り組みについてお聞きいたします。

昨年4月、京都府亀岡市において軽乗用車が暴走し、集団登校中の小学生ら10人が死傷した事故をきっかけに、本市も昨年、通学路における緊急合同点検を行い、対策を講じてられました。我が会派を初め、多くの議員から本会議、委員会において通学路の安全確保についての質疑がなされたところであります。

昨年6月の我が会派からの大綱質疑においては、より実効性のある取り組みを実施するために、学校や保護者、市、警察など関係機関が情報交換できる場を検討するとの答弁がありました。そして、児童・生徒の安全のために、関係者による安全対策協議会の立ち上げなどの仕組みづくりを検討していただくよう、重ねて要望したところでございます。

そこでお尋ねいたします。

通学路の安全確保の取り組みについて、この1年の総括と課題があれば、具体にお示しください。また、その課題解決を含めた今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、学校施設の非構造部材の耐震化についてお聞きします。

既に、本市の小中学校の体育館、校舎施設の耐震化は平成27年度末から平成26年度末に前倒しして完了予定であります。次なる耐震化は学校施設の非構造部材になります。まず、学校施設の非構造部材の耐震化についての計画をお示してください。また、外壁の整備状況と一昨年の児童転落事故後の安全対策と対応について御報告をお願いいたします。

最後に、小中学校教室のエアコン整備についてお聞きいたします。

ことしの梅雨明けは例年よりも早く、夏休み前に猛暑が日本列島を席卷し、記録的な猛暑・酷暑となりました。このような中、学校教室内のエアコン整備は以前より保護者等から多くの要望がありました。そこで、本市は昨年度に中学校の図書室、音楽教室にエアコン設置を完了し、小学校の図書室、音楽教室は今年度と来年度に設置を完了するとのことであります。さらに、今年度には市内全中学校3年の教室のエアコン設置の設計を進め、来年度の夏休み前にはエアコン設置が完了し、夏休みの補習授業から使用可能と聞き及んでおります。

一方、大阪府下の自治体はどうかと見ますと、中学校の全教室にクーラーが設置されている自治体が増加しております。大阪市においては、今年度に中学校全教室にエアコン設置が完了するとのことです。

そこでお尋ねいたします。

今後のエアコン整備についての本市の計画をお示してください。

最後に、放課後児童対策事業についてお伺いいたします。

厚生労働省によると、昨年5月時点の放課後児童クラブ登録児童数は約85万人と、10年前の1.5倍以上に増加しております。さらに、本年は去年と同じ時期を約4万人上回る88万8,700人と、過去最高になったとの報道もありました。本市においても、のびのびルームの利用者が増加し続け、地域によっては適正を超える過密な状態で健全な育成に支障を来すような教室もあると聞き及んでおります。地域別に利用児童数を的確に把握し、適正な定員の計画的な整備が迫られているところであります。

一方、平成19年に厚生労働省より放課後児童クラブの質の向上に資することも目的とした放課後児童クラブガイドラインが通知され、児童1人当たり1.65平方メートル以上や、1クラス最大70名などの運営基準が示されました。

そこでお聞きいたします。

本市の放課後児童対策事業における放課後児童クラブガイドラインも踏まえた現状と課題についてお答えください。あわせて、放課後児童対策事業の施設整備の取り組み状況と予定、今後の放課後支援施策の方向性についてもお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平田多加秋君） これより答弁を求めます。

◎危機管理監（金銅万知君） 地域防災力の向上についてお答えいたします。

南海トラフ巨大地震の被害想定につきましては、堺市では東日本大震災の津波による被害状況を踏まえまして、一昨年より暫定的に津波の高さを従来想定の2倍として津波対策に取り組んでまいりました。

今回の大阪府の発表は、最大クラスの津波を想定したものでございますが、本市が暫定的に定めた津波高さより低く、浸水想定区域も狭くなっております。この最大クラスの津波とは1000年に一度、あるいはそれよりももっと発生頻度が低いものでございますが、これより大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。したがって、今後も今回の大阪府の発表結果を踏まえつつ、津波による死者ゼロを目標に、安全サイドに立った津波避難対策に取り組んでまいりたいと考えております。

9月に開催を予定しております住民の代表者、学識経験者、行政の担当者等に委員になっていただいております堺市津波避難対策検討協議会で、津波避難についての基本事項を確認し、その後、津波浸水区域を含む小学校区単位でワークショップを行い、津波ハザードマップを住民の皆様と協

働で作成・配布し、また堺市津波避難計画の策定、地域防災計画の修正を進め、市民の皆様へ情報提供を行ってまいります。国の防災計画にも示しておりますように、防災の基本は自分の命は自分で守るでございます。今後も、市民の皆様と行政で情報を共有することによりまして、市民の皆様の防災意識の高揚を図りながら津波避難対策を推進してまいります。

続きまして、市民の皆様みずからが身を守る備え等のソフト対策の取り組みといたしましては、コミュニティの希薄化や自治会未加入世帯の増加などで、地域により温度差があることは認識しております。市民の皆様がみずから身を守る備えなどの取り組みといたしましては、昨年に引き続き9月5日に実施いたします大阪880万人訓練は、大阪府民一人一人を対象とし、まず自分の身は自分で守る自助力の向上を主な目的としております。昨年度の訓練後、携帯電話に情報が届かなかったとの問い合わせが多く寄せられたことから、おおさか防災情報メールを活用するなど、情報発信を強化してまいります。また、堺市独自の取り組みといたしまして、津波情報を第2報として携帯電話に発信いたします。このことは、市民の皆様が避難の可否を判断し、とっさに行動することができるように発信するものでございます。この訓練に1人でも多くの市民の皆様に参加していただき、防災意識を高め、地域防災力の向上につなげていきたいと考えております。

続きまして、食糧備蓄についてでございますが、南海トラフ巨大地震の対策を検討していた中央防災会議のワーキンググループが5月28日に発表いたしました最終報告書では、家庭での食糧や飲料水といった備蓄については、これまで政府が目安としていた3日分の2倍以上に当たる1週間分以上を求めております。堺市では、市民の皆様へ巨大地震に対する備えといたしまして、より一層備蓄の必要性について啓発を行ってまいりますとともに、指定避難所などへの食糧を初めといたします物資を円滑に供給できるよう、スーパー、ホームセンターなどの流通事業者や生活協同組合などと締結しております協定の一層の拡充に向けて取り組んでまいります。

また、今後最終報告書を受けて国が打ち出す南海トラフ巨大地震への対策や、大阪府が公表予定の南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえまして、備蓄を初めとした防災対策を検討してまいります。

続きまして、本市の避難所の状況についてでございますが、堺市の指定避難所は小中学校など162カ所で、この指定避難所を補完する役割として自治連合会などが管理する地域会館などを利用していただく場合や、単位自治会の集会所などを一時的な避難所として利用していただく場合もあると想定しております。

子どもが学校にいる時間帯に被災した場合、学校は保護者に引き渡すまで子どもを保護しますので、指定校ではなく、許可校に通学している子どもの場合、保護者が避難した地域の避難所と異なる場所に保護されていることが想定されます。そのため、家庭では災害時の避難行動について、よく話し合っておくことと、地域や学校でそのようなケースがあり得ることを情報共有していただくことも必要であると考えております。なお、堺市防災情報システムを活用し、お互いの安否が確認できるように図ってまいります。

また、住居に被害を受けていなくても、余震等に対する不安感から避難される方もおられることから、住宅が住める状態であれば早期帰宅を促すことも必要であると考えております。さらに、発災時に市民の皆さんが災害の状況に応じて、どのような避難行動をとればよいかの判断の助けとなるガイドラインを今年度中に作成してまいります。

続きまして、災害時要援護者支援の地域での取り組みについてでございますが、堺市では地域における災害時要援護者支援につきまして、地域の自助・共助の取り組みを進めていただくために、地域と協働で平常時から共有していただける災害時要援護者一覧表の整備を進めております。以上でございます。

◎教育次長（木谷博君） 災害を想定した学校園での取り組みにつきましては、全ての学校園で学校園における地震・津波対応マニュアル等をもとに、災害発生時の教職員の参集、保護者、地域自主防災組織との連携のあり方等を記した学校園防災計画を作成しております。また、災害に関する知識や対応能力を高めることを目的として、教育活動全般を通じた防災教育を実施しています。

防災教育の充実のための具体的方策につきましては、各教科等で災害についての正しい知識や身を守る行動、ボランティアのあり方などを指導するとともに、地域の実情に応じ、津波浸水想定区域の学校では、津波に対する避難訓練を実施しています。また、教育委員会では義務教育9年間を見通した防災教育モデルカリキュラムを作成しており、今後これをもとに中学校区ごとに防災カリキュラムを作成し、系統的な防災教育の充実を図ってまいります。

さらに、9月5日の大阪880万人訓練では、昨年度に引き続き、全学校園で訓練用緊急地震速報を受け、地震に備える行動を起こす等の訓練を行います。また、この訓練に合わせて独自に訓練を行う学校園は昨年度より増加し、96校園で実施する予定です。加えて、11月5日の震災総合防災訓練では、大浜中学校、八田荘中学校が地域や関係機関とともに訓練を行う予定です。

防災教育の充実に向けた教職員の資質向上のために、管理職に対する研修や消防局と連携した応急手当普及員養成研修を昨年度より増員して実施いたしました。

次に、今後の地域防災力を高めるための地域と学校の連携した取り組みにつきましては、家庭や地域と協働した津波避難訓練を初め、防災体験キャンプの実施や地震防災訓練への参加、保護者への引き渡し訓練等、地域の実情に応じた取り組みが行われております。

教育委員会では、地域の防災拠点として、地域自主防災組織等と連携した事例を紹介するなど、すぐれた取り組みの情報提供を進めるとともに、今後も地域の防災力向上を視野に入れ、防災教育の充実を図ってまいります。以上でございます。

◎子ども青少年局長（吉浦松和君） 保育行政について御答弁申し上げます。

保育所待機児童の解消につきましては、これまで認可保育所の整備に加え、家庭的保育事業の実施、事業所内保育施設に対する支援など、多様な取り組みを行ってまいりました。

今年度においては、国が進める待機児童解消加速化計画に参加して、保育所整備や保育士確保などの施策に取り組み、平成26年度には待機児童の解消を実現したいというふうに考えております。今後につきましては、保育需要に対して必要な供給量を慎重に予測する一方、将来の少子化による保育需要の減少に対応した供給量の調整について、適切に対応してまいります。

次に、病児・病後児保育施設につきましては、現在医療機関併設型の病児保育施設を南区に1カ所、医療機関併設型ではない病後児保育施設を堺区に1カ所設置しております。病児保育施設の設置に向けては、医療機関での専用保育室の場所の確保など、そういうふうな課題があることから、開設経費補助を新たに設け、現在公募を行っております。

今後の設置につきましても、堺市子ども青少年育成計画において平成26年度末までに3カ所の病児保育施設の設置をめざしており、子育てと就労などとの両立のためにも病児保育の増設に向け、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、堺市子ども青少年育成計画の内容を引き継ぐ子ども・子育て支援事業計画策定に向けては、教育、保育や子育て支援サービスの必要量の見込みを把握するために、ニーズ調査を実施し、それぞれの事業の確保方策や実施時期などについて記載することとなります。

また、本市における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するために、多様な委員が参画する堺市子ども・子育て会議においても議論をしていただきます。なお、計画期間につきましては、平成27年4月から5年間ですが、景気の状態や就労動態、就学前人口などの社会情勢やサービスの利用状況の変化などに応じて、3年を目途に見直しを行い、地域や子育て家庭の実情に適合した計画として着実に推進することで、子育てのまち堺の実現に進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎健康福祉局長（早川泰史君） 続きまして、がん対策についてお答えをいたします。

総合がん検診は平成24年10月より、複数のがん検診をまとめて受診できる制度として実施しております。総合がん検診の平成24年度の実績といたしましては、889名の方が受診され、これまで日時や場所を指定し、集団検診として実施しておりました胃がん検診や肺がん検診の受診者数が前年度比で約10%増加をしております。

また、受診された方の年齢層を見ますと、40歳から64歳の方の割合が47.5%と、働き盛

りの年齢層の方の受診が増加をしておるところでございます。また、25年度におきましては、4月から6月までの実績で541名の方が受診をしております。

課題といたしましては、実施できる医療機関数が現在84カ所であり、今後は、より受診者の利便性を高めるため、実施医療機関の増加に鋭意努めてまいります。

次に、堺市がん対策推進条例の第14条に規定しております堺市がん対策推進委員会については、がん対策の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査をし、及び審議することを目的として設置をいたしました。この委員会は、平成25年7月9日に第1回目となる会議を開催し、各分野の専門知識を有した委員により、それぞれのお立場から、がんに関しての相談窓口のあり方や緩和ケアの問題、がん患者への就労支援や経済的負担の軽減など、広範囲にわたって貴重な御意見を頂戴をいたしました。とりわけ、がんに関しての相談窓口につきましては、病院や医療などの情報を全て提供できるような窓口が必要との御意見がございました。がんに関しての総合的な相談を1つの窓口でお受けするのは市民にとって非常に便利で有益であると考えております。しかしながら、さまざまな内容の相談が寄せられることから、幅広い知識を持つ者で対応する必要がございます。本市といたしましては、ワンストップ窓口とまではまいりませんが、現在保健所に設置しております医療相談窓口が中心となり、がん診療拠点病院の相談窓口や各関係機関との連携を強化し、可能な限り迅速に適切な情報提供ができるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

今後は、これまでいただいた意見を踏まえ、堺市のがん対策の取り組みについて諮問を行い、御審議いただく予定となっております。また、あわせて庁内において設置しております堺市がん対策推進庁内委員会においても審議をいただいた事項を施策に反映するための検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、新健康さかい21の次期計画についてお答えをいたします。

本市では、市民みずからの主体的な健康づくりを総合的に支援するための計画として、新健康さかい21を定めております。現在、現計画の最終評価を行うと同時に、平成26年度からの次期計画の策定に取り組んでおるところでございます。

次期計画では、がん、心疾患、脳卒中などの生活習慣病が増加し、死因の約6割を占めるとともに、それらを原因とする寝たきりや認知症など介護を必要とする人が増加し、大きな社会問題となっていることから、市民の健康寿命の延伸を目的として策定するものでございます。次期計画では、がん対策の取り組みとして、これまで把握をできておりませんでした市のがん検診以外でがん検診を受診された方の推計や年齢別の受診状況などの分析を行うことにより、対象者に応じたきめ細かながん検診受診率向上対策を図るとともに、たばこ対策として受動喫煙の防止に重点的に取り組む予定でございます。

また、がんの健康教育の充実、患者団体との協働についてもがん対策としての取り組み内容として計画に反映するよう、検討しているところでございます。以上でございます。

◎教育次長（木谷博君） 通学路の安全については、昨年4月の京都府亀岡市の事故を受け、学校、地域、所轄警察署、建設局、教育委員会合同で緊急合同点検を実施し、注意喚起の路面標示や電柱への巻き看板の設置、グリーンベルトや防護柵の設置などの対策を行ってまいりました。

本年度は7月末までに14校から新たに報告のあった箇所について、関係者による現地立ち会いを実施し、その約9割で対策を完了しております。

また、国土交通省、文部科学省、警察庁の通達を受け、大阪府、大阪市、本市の各教育委員会と道路関係部局、大阪府警察本部が一堂に会し、通学路の点検方法や事故防止策などについて話し合う協議会を昨年度中に計4回開催し、その中で本市の合同点検のやり方や取り組みを報告し、情報交換を行いました。

課題といたしましては、警察等関係機関と調整が必要で、まだ完了していない箇所があることから、これらの早期完了に向けて、さらに関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

今後も、学校から報告された危険箇所につきましては、速やかに現地立ち会いを実施し、早期の

改善に努めるとともに、警察には時間規制等の取り締まり強化を引き続きお願いしてまいります。

また、子どもの安全見守り隊などの地域の方々には、子どもたちへの声かけ、見守り活動に引き続き御協力をいただくとともに、子どもたち自身が危険を予測し、回避できる自立した行動がとれるような安全教育の充実に努めてまいります。さらに、他の自治体の取り組みを情報収集するとともに研究し、児童・生徒の通学途上の安全確保に向け、警察等関係機関とも連携しながら、今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◎教育次長（原田勉君） 学校施設の非構造部材の耐震化につきましては、平成24年度に屋内運動場の天井等の点検、バスケットゴール落下防止対策を完了いたしました。平成25年度はつり天井のある屋内運動場9棟の天井材及び照明器具落下防止の設計に取り組み、平成26年度、対策工事を実施する予定でございます。また、平成27年度までに屋内運動場の天井面木毛セメント材や照明器具落下防止の設計並びに工事を完了する予定でございます。

なお、外壁の整備状況については、毎年数校程度の改修工事を実施してまいりましたが、耐震化が完了する平成26年度以降は、よりスピード感を持って計画的に整備を進めてまいります。

次に、転落事故の安全対策と対応でございますが、事故後、直ちに全学校園施設の緊急安全点検を実施し、学校園における事故の防止に向けての対応指針となる冊子を作成し、全学校園に配布したところでございます。なお、具体的な対策といたしまして、平成23年度には2階以上の廊下側で足がかりとなる傘立て、靴箱等の撤去を行いまして、平成24年度から普通・特別教室の窓の転落防止対策として、約2,500カ所に面格子設置工事を実施いたしました。

次に、今後のエアコン整備につきましては、まず中学3年生普通教室への設置効果を検証してまいりたいと考えております。その上で、非構造部材の耐震化や外壁改修等、緊急かつ重要な課題が山積する中で、何を優先すべきか、総合的に考えてまいります。

続いて、放課後児童対策事業の現状と課題につきましては、待機児童の解消が重要な課題と認識しております。施設面では放課後児童クラブガイドラインにおいて示されている児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保しているのびのびルームは平成25年度、70校中31ルームです。また、1ルームの児童数が70人までのルームは26ルームでございます。利用児童数が増加しているルームについては、活動場所の確保が課題となっております。放課後児童対策事業の施設整備については、現在学校再編に伴う校舎新築工事において泉北高倉台小学校のびのびルームの建設工事を予定しております。また、久世小学校など、大規模化するルームについては専用教室建設の設計業務を進めているところでございます。

今後も、利用児童数の推移、学校施設の整備計画や教室配置計画等を踏まえ、受け入れ体制を整えられるよう、専用教室の建設も含め取り組んでまいります。

本市では、平成23年度からのびのびルームと放課後ルームの機能をあわせ持つ放課後子どもプランモデル事業を実施しております。本事業は、専用教室以外にも活動場所を確保し、受け入れ体制を整えることにより待機児の解消にもつながっております。現在15校で実施しており、平成26年度はさらに5校拡大し、20校で実施を予定しております。今後、事業効果を検証しながら、のびのびルームと放課後ルームを順次放課後子どもプランモデル事業へ順次移行してまいります。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（平田多加秋君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 御答弁ありがとうございました。

初めに、地域防災力の向上についてであります。南海トラフ巨大地震の被害想定について、大阪府の発表についての本市の認識と今後の取り組みについて御答弁をいただきました。9月に開催する堺市津波避難対策検討協議会及び小学校単位でワークショップを行い、津波ハザードマップを作成・配布を行うとのことですが、検討協議会での結果を初め、行政と市民との情報の共有を確実にを行うように、よろしくをお願いいたします。

次に、市民みずからが身を守る備え等のソフト対策について御答弁をいただきました。昨年に続

き、大阪880万人訓練に対し、広く市民への参加の呼びかけを初め、訓練において、本市独自の取り組みとして、津波情報第2報として携帯電話に発信すること、大阪府下一斉での訓練、報道機関も注視することから、市民の関心も高まってきております。この機会を捉え、さらなる市民の皆様の防災意識を高める取り組みと訓練に関する市民からの意見聴取体制をよろしく願いをいたします。

また、食糧の備蓄について御答弁をいただきました。東日本大震災での教訓として、備蓄していた行政機関の機能が働かなかった。また、備蓄数の不足を初め、指定避難所への運搬も限界があります。そういった教訓を踏まえ、市民への備蓄の重要性に関する周知の徹底を含め、各人、家族単位での備蓄の確保について工夫した啓発の取り組みをお願いいたします。

避難所についてであります。まず、我が会派の要望を受け、中学校等にも備蓄の設置を進めていただいていることを評価いたします。そして、指定校以外に通学をされている児童・生徒が520名おられるとお聞きしました。このような状況において、学校・地域等が情報の共有を図っていくとのことですが、より確実に実施されることを強く要望しておきます。

また、発災時に市民の皆さんが災害の状況に応じて、どのような避難行動をとればいいのかの判断となるガイドラインを今年度中に作成していただけるとのことです。どうかよろしくお願いをいたします。

要援護者支援の取り組みについて御答弁をいただきました。災害時要援護者一覧表の整備を地域と協働で進めているとのこと。この取り組みは、一人も被害者を出さないとの強い思いの中、機会あるごとに質問をさせていただいております。どうか万全の体制での取り組みをよろしく願いいたします。

最後に、防災教育についてであります。教育活動全般を通じた防災教育の実施を初め、防災教育モデルカリキュラムの作成を初め、大阪880万人訓練において、全学校園で地震に備える行動を起こす等の訓練の実施を始め、今年度は昨年度より増加し、96校園で実施することは大変評価できます。今後も、地域防災力を高めるため、地域と学校の連携した取り組みの強化をよろしく願いいたします。

最後に、これまでの想定をはるかに超えた東日本大震災を教訓として、大規模な災害における被害を最小限に抑えるという減災の取り組みを市民一人一人や地域の多様な主体がみずから考え、ともに行動する自助・共助の取り組みを後押ししていくことも本市の重要な役割であると考えます。どうか、市民みずからが身を守る備えの取り組みが着実に推進できるよう、よろしくお願いをいたします。

次に、保育行政について答弁をいただきました。待機児童解消に向けては、保育需要と供給量の調整を適切に対応していくとのこと。ここ10年で見ましても、保育所入所申し込み数は平成16年約1万2,000人から、平成25年は約1万5,000人で、約3,000人が増加しております。その中で、本年の待機児童数の結果が62人となったことは一定評価しておきます。しかし、それは4月1日の時点であり、転居や保護者の就労の変化により、待機児童は毎月変動しております。そういった需要に対応できこそ、真の待機児童ゼロの達成と考えております。そのために、我が会派からの要望で実現した子育ての窓口を一本化した各区にある子育て支援課での保護者や市民のさまざまなニーズを把握し、その反映に努めていただきたいと要望しておきます。

病児・病後児保育施設については、場所や人材などの課題で確保が難しいようですが、必要な施設でありますので、活用状況も踏まえ、新設や増設へのインセンティブが働く支援の拡充策を含め、その充実を行っていただきたいと思います。次期計画については、現計画の総括を十分行うことで、しっかりとしたニーズ調査を踏まえて策定することを要望しておきます。

また、社会情勢や利用状況の変化や、地域・家庭の実情に応じて、柔軟に対応できる仕組みを構築していただくよう要望しておきます。

子育てのまち塚を標榜する本市として、複雑多岐にわたる市民ニーズにいかに対応することができるか、今後の方策について、さらに議論していくことを申し上げ、この項の質問を終わります。



がん対策について御答弁をいただきました。まず、総合がん検診についてであります。スタートして以来、24年度が889人、ことしの6月までに541人の方が受診され、胃がん検診、肺がん検診については、前年度比で約10%増という成果があったとところであります。特に働き盛りの方の受診が増加したということではありますが、平日だけでなく、土日も含め、1日に複数のがん検診をまとめて受診できるこの制度は、仕事等で忙しくて、なかなか検診に行けなかった人たちにとって、大変に利用しやすい制度であると考えます。また、課題としては、現在実施医療機関が84カ所であり、今後その増加に鋭意努めていくとところであります。これらの医療機関はほとんど土曜日には実施をしているのですが、日曜日に実施している医療機関はわずか8カ所しかございません。やはり、市民の利便性を考えますと、日曜日の実施医療機関の増加にも、あわせて取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次に、堺市がん対策推進委員会についてであります。この委員会の構成メンバーは、それぞれの組織・団体の代表として選ばれた方々であります。また、専門的な立場で、市民の皆様方にも直接かかわっておられ、ある意味、行政では知り得ない現場の声も聞いておられます。御答弁にもございましたように、この委員から出された意見、提案、要望につきましては、庁内でしっかり審議をし、がん対策の施策につなげていくよう、特に相談窓口につきましては、当局も市民にとって非常に便利で有益であると認識をされているわけでありますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

しかし、最も大きな課題は、市民の医療データや検診データを行政が把握できないところにあると思います。これを解消することは厳しいとは思いますが、堺独自の方策を検討していただきたいことを要望しておきます。

最後に、新健康さかい21の次期計画についてであります。現計画の評価をするとともに、その策定に取り組んでおられるということでもあります。がん対策として、がん検診受診率向上対策や健康教育、患者団体との協働という今までにない新たな取り組み内容についても検討しているとのことであります。市民が健康で暮らせるよう、がん対策・がん予防の取り組みに踏み込んだ次期計画の策定を要望させていただきます。この項の質問を終わります。

次に、児童・生徒の安全・安心についてであります。まず、通学路の安全確保についてですが、昨年度の早い時期に御答弁にありました学校、地域、所轄警察署、建設局、教育委員会合同で緊急合同点検を実施し、注意喚起の路面標示や電柱への巻き看板の設置、グリーンベルトや防護柵の設置などの対策を講じていただきました。大いに評価をさせていただきます。課題についての答弁では、警察等関係機関と調整が必要でまだ完了していない箇所がある、警察には時間規制等の取り締まり強化をお願いするとのことであります。ある通学路では、朝7時から9時の通行規制があるにもかかわらず、ドライバーは遵守せず、何のための規制なのか、児童・生徒の安全が確保されないと見守り隊の方から、私は指摘を受けました。通学路の時間規制の取り締まりの強化は、市から警察に強く要請をお願いしたいと思えます。

また、ここで提案ですが、道路交通標記等については、ドライバーが速度を出し過ぎないように錯覚を利用した立体的な道路標示や、通学路にあえて植栽等を左右交互に置いて、速度が出せないようなものなどを市がしっかりと予算確保し、工夫して整備すべきだと思えます。ぜひともよろしくお願いをいたします。

次に、学校施設の非構造部材の耐震化、外壁整備についてであります。御答弁にありましたように、スピード感を持って計画的に推進していただくようお願いをいたします。

また、転落防止の安全対策と対応についてですが、痛ましい事故を教訓に、今後とも施設の安全面に絶えず注視し、点検怠りなきよう要望しておきます。

最後に、教室のエアコン設置ですが、中学校全教室のエアコン設置は今年度末時点では、政令市は5市が完了、大阪府下43市町村では、半数を超える22市町村が完了する予定であります。答弁にありました本市の中学校3年生普通教室への設置効果の検証を行うとのことでありますが、エアコンの設置効果は明らかであります。早期に中学校1・2年生のエアコン設置を完了するよう要

望いたしまして、この項の質問は終わります。

最後に、放課後児童対策事業についてであります。御答弁いただきました。放課後児童クラブガイドラインから本市の現状を見ると、児童1人1.65平方メートルの面積が確保できているのは70校中31ルーム、70名を超えないルームは70校中26ルームで、どちらもガイドラインの半分も達成できていないのが現状であります。このガイドラインは、あくまでも努力義務であります。罰則や指導を受けることはありませんが、子どもたちにとって心豊かで健やかに育まれる環境と言えるものではありません。

そこで、本市としてこのガイドラインを目標に放課後児童クラブの環境改善を実施していただくよう要望いたします。施設整備の取り組みの中で泉北高倉台小学校の校舎新築工事や久世小学校などで専用教室建設を進められていることは、待機児童解消やスペースの確保につながることから一定評価いたします。今後も、建てかえや統合により建設される小学校においては、放課後児童対策の専用設備を念頭に計画していただくよう要望いたします。

国においては、昨年8月に成立した子ども・子育て支援3法では、消費税財源を投入し、放課後児童クラブの利用者増や職員体制の強化を図っていくことが決まりました。平成27年から本格施行となり、設備や運営基準、指導員の資格制度、開所時間の延長など、見直しされる可能性もありますので、さらなる改善のチャンスと捉え、その対応を図っていただくよう要望しておきます。

今後、放課後子どもプラン事業の推進に当たっては、この3法を注視しながら行っていただきたいと思っております。また、今後の方向性を定める際には、これまで行ってきた事業の総括を綿密に行うと同時に、住民ニーズを十分に調査し、子育てのまち堺に恥じない放課後対策事業を進めていただくことを要望いたしまして、私の大綱質疑を終わります。